

# 介護職員等特定処遇改善加算について

## 1. 介護職員等特定処遇改善加算について

### ① 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算（以下、現行加算）は、介護サービス施設・事業所で働く介護職員のためのキャリアアップの仕組みを定め、職場環境の改善を行った施設・事業所に対して、介護職員の賃金の改善のための介護報酬を支給することを目的に、平成 23 年度（2011 年）まで実施されていた「介護職員処遇改善交付金」を廃止して、介護職員処遇改善加算として改定をした加算です。

現行加算の加算率は、事業所毎の算定要件により決定します。算定要件にはキャリアパス要件と職場環境等要件があり、要件に応じて 5 段階（現行加算 I～V）に区分されます。要件を多く満たしている事業所ほど加算率が高くなります。

なお、当施設の各事業所において、最上位の加算 I を算定しています。

### ② 介護職員等特定処遇改善加算について

2019 年 10 月の介護報酬改定により、更なる介護職員の確保・定着に繋げる目的で、現行加算に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」（以下、特定加算）が新たに創設されました。

特定加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。内閣府が 2017 年 12 月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示された、「勤続年数 10 年以上の介護福祉士に対して月額平均 8 万円相当の処遇改善を行う」という方針に基づく制度設計です。

また、経験・技能を有する介護職員に重点化し、介護職員に対する一層の処遇改善を行う一方で、一定のルールに基づき、その他の職種（介護職員以外）への処遇改善も、法人の判断で可能となる等、柔軟な運用も認められています。絶対要件として、現行加算と特定加算共に、施設・事業所に入金された加算額は、職員の賃金処遇改善に充当する必要があります。

なお、当施設の各事業所において、最上位の加算 I を算定しています。

## 2. 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件について

### ① 加算算定状況

< 現行の処遇改善加算（現行加算） I～III を算定していること。 >

当施設の各事業所において、最上位の加算 I を取得しています。

### ② 職場環境等要件

< 「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること。 >

当施設では各々の区分で、2～項目について既に取り組んでいます。

### ③ 処遇改善の取組の見える化

<賃金以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること。>

①加算算定状況、②職場環境等要件に関して、下記に掲載致します。

## 3.賃金以外の処遇改善の取組について

### ①加算算定状況

各事業所では、下記の加算を算定しています。

介護サービス事業所名	介護サービス種別	特定加算	現行加算
ケアセンターけやき	通所介護	加算 I	加算 I
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護		
竹川病院 通所リハビリテーションセンター	(介護予防) 特定施設入居者生活介護		
	(介護予防) 通所リハビリテーション		

### ②職場環境等要件

各事業所では、賃金以外の処遇改善について、下記の取組を実施しています。

	内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
労働環境	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等の介護機器等導入
処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	非正規職員から正規職員への転換